

高野山大学公的研究費の不正使用防止に関する規程

制 定 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、高野山大学(以下「本学」という。)における公的研究費の不正使用防止に関する事項を定め、公的研究費を適正に管理および運営し、もって不正を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(責任体制)

第3条 公的研究費を適正に管理・運営するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進副責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、学長とする。

2 最高管理責任者は本学全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者および部局責任者が責任を持って公的研究費の管理・運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、法人本部事務局長とする。

2 統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、副学長(教務担当)とする。

2 コンプライアンス推進責任者は本学における、公的研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を持つものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、不正を発生させる要因の把握に努め、具体的な不正防止計画を策定しなければならない。

(コンプライアンス推進副責任者)

第7条 コンプライアンス推進副責任者は、大学の各学科長、大学院委員長および密教文化研究所長とする。

2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者および不正防止計画推進部署に協力し、各学部および研究科の研究費の不正使用防止対策を実施する。

(相談窓口)

第8条 研究者へ適切な研究支援を行うため、公的研究費の使用に関するルールの周知および事務処理手続きに関する相談窓口を設ける。

2 相談窓口は、総務課とする。

3 相談窓口は公的研究費の申請および事務処理、その他予算執行における本学関係諸規程等を把握し、相談者に対して適切に助言しなければならない。

(不正防止計画推進部署)

第9条 公的研究費に関して不正の発生する要因を把握し、不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署は、総務課とする。

(通報・告発窓口)

第10条 公的研究費の不正使用等に関し、学内外からの通報・告発を受け付ける窓口を設置する。

2 通報・告発窓口は、総務課とする。

3 通報・告発窓口が通報・告発を受けた場合の措置は、別に定める。

(内部監査)

第11条 公的研究費の適正な管理および運営または不正使用防止のため、公的研究費に係る内部監査を実施する。

2 内部監査は、別に定める規程に基づき毎年度、内部監査室が行う。

3 内部監査室は、不正防止計画推進部署と連携して、当該不正使用等に関する調査および体制の不備の検証を行う。

4 内部監査室および不正防止計画推進部署は、監査結果等を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

5 公的研究費の不正使用等に関し、学内外からの通報・告発に基づく内部調査については、別に定める「高野山大学公的研究費の不正使用防止に関する内規」に基づき、最高責任者が設置した調査委員会の依頼により、内部監査室が行う。

(個人情報の保護および守秘義務)

第12条 通報・告発窓口および内部監査に関わる業務に従事する者は、告発者および調査において知り得た個人情報や秘密事項を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、在職中および退職後も同様とする。

(その他)

第13条 不正に関わった本学の職員および業者等、関係者への処置については別に定める本学の規程に基づいて行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃に関する事務は、学長が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は平成28年4月1日から施行する。